一般社団法人日本側彎症学会委員会規則

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本側彎症学会定款第53条に基づき、委員会に関する組織・運営等について定める。

(種 別)

- 第2条 委員会の種別は、次のとおりとする。
- (1) 常置委員会:会務執行のために常設のものとして設置されるもの。常任委員会として、あり方委員会、財務委員会、研修委員会、早期発症委員会、神経原性・難治性側弯症委員会、成人脊柱変形・脊柱アライメント委員会、学校保健委員会、M&Mレポート・アウトカム委員会、メンバーシップ委員会、学術誌編集委員会、広報委員会、学術集会プログラム委員会、倫理委員会、COI委員会をおく。
- (2)特別委員会:会務執行上特別の事案等に対処するため時限的に設置されるもの。

(委員長の任期)

- 第1条 委員長の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、それぞれ連続2 期、就任時65歳を超えることができない。
- 2 学術集会プログラム委員長は次期会長が務め、任期は1年とする。
- 3 委員長の任期終了後はアドバイザーとして委員会活動を支える。

(委員及び構成)

- 第4条 委員会の委員は、理事長の提案により、理事会の決議を経て決定する。
- 2 委員会には、委員の互選により委員長を置く
- 3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 4 委員長、委員又はアドバイザーの委嘱は、理事長から委嘱状(別紙様式1)により行う。

(会議)

- 第5条 委員長は、職務を遂行するため委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 3 前項において、担当理事が、委員等の全員が電磁的方法(Web 会議等)による意思表

示が可能であると認め、かつ電磁的方法による委員会開催が適当であると認めた場合に は、委員長は電磁的方法により委員会を招集し、議事を開き議決することができる。

- 4 委員会の決議は、出席委員の3分の2以上の多数を必要とする。
- 5 委員会には、当該委員会の担当理事の出席を必要とする。
- 6 案件の内容が、2個以上の委員会にまたがる場合は、理事長の判断により合同の委員 会を開くことができる。

(旅費等)

第6条 委員等が委員会に出席するために要する費用等の負担に関しては、次のとおりとする。

- (1) 旅費(原則として委員会に出席するための往復の運賃)
- (2) 宿泊費(宿泊を必要とする場合)
- (3) 災害に関する補償(本学会規定による)
- (4) その他理事長が特に必要と認めるもの。
- (記 録)第7条 委員長は、委員会の議事内容を記載した文書(議事録等)を作成し、 速やかに理事長に提出しなければならない。

(年次報告)

第8条 委員長は、年度内にその年度の委員会の活動を要約した当該委員会年次報告*を 理事長に提出しなければならない。

(補 則)

第9条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度理事会の定めると ころによる。

附則

- 1 この規程制定時に活動中の委員会(委員等を含む。)は、この規程により設置されたものとする。
- 2 この改正規程は、令和2年5月28日から適用する。

委嘱状

本学会は貴殿に○○委員を委嘱いたします。

令和○○年○○月○○日

一般社団法人 日本側彎症学会 理事長 松本守雄